

魚沼地区障害福祉組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和元年12月25日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償について定めることを目的とする。

(会計年度任用職員の給与、報酬の種類及び基準)

第2条 会計年度任用職員の給与、報酬の種類及び基準は、第3条及び第4条に定めるもののほか、魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年魚沼市条例第12号)の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

(特殊勤務手当)

第3条 魚沼地区障害福祉組合職員の給与に関する条例(昭和47年魚沼地区精神薄弱児収容施設組合条例第1号。以下「給与条例」という。)第4条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第4条 給与条例第4条の3に規定する業務に従事するパートタイム会計年度任用職員には、同条例の適用を受ける職員の例により、特殊勤務手当に相当する報酬を支給する。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。